Ⅰ　入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1　入札に付する事項

（1）購入物品等の件名、数量

遠隔授業機器等、一式

（2）購入物品等の規格、品質、性能

遠隔授業機器等仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）納入期限

令和９年２月２８日

（4）納入場所

「Ⅳ仕様書」の５に記載の各場所

2　入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

（1）必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、アからキまでに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査を受け、資格（以下、「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

ウ　入札参加資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

エ　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

カ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ　３に示した交付場所において入札説明書及び仕様書（以下「入札説明

書等」という。）の交付を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書に必要書類を添付して５に示す応札仕様書等の受領期限までに以下に示す場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類等に不備があるときは、この入札公告に係る参加資格が与えられないことがある。また、資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格審査申請書の提出場所

徳島市万代町一丁目１番地　徳島県庁４階

徳島県企画総務部管財課　調度担当

電話　０８８－６２１－２０６７

３　入札説明書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和８年１１月２０日（金曜日）から１２月１日（火曜日）

(2) 方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

４　入札及び入札説明書についての問合せ方法等

(1) 問合せ先

郵便番号　７７０－８５７０

徳島県徳島市万代町一丁目１番地　徳島県庁９階

徳島県教育委員会教育ＤＸ推進課　ＧＩＧＡ・学び創造担当

電話　０８８－６２１－３１９０

ファクシミリ　０８８－６２１－３２９９

電子メール　kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 受付期間

令和８年１１月２５日（水曜日）午後５時までとし、これ以降の問合せには回答できない場合がある。

(3) 問合せ方法

「Ｖ質問書」により、電子メールで問合せるものに限る。

(4) 回答の通知方法

徳島県ホームページにおける、本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

５　入札に参加する者に求められる事項等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、(2)のアに掲げる

受領期限までに、(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

(2) 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

ア　受領期限

令和８年１２月１日（火曜日）午後５時（必着）

イ　提出場所

４の(1)に同じ。

ウ　提出方法

直接持参又は郵送。郵送による場合は、封筒の表面に「遠隔授業機器等応札仕様書等在中」と朱書し、書留郵便にて受領期限までに必着のこと。

6　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　日時

令和８年１２月７日（月曜日）午後２時

イ　場所

徳島県徳島市万代町一丁目１番地　徳島県庁９階　９０６会議室

ウ　入札書の提出方法

直接持参。

(2) 入札の方法等

ア　入札書に記載する金額

入札金額は、見積もった総額を記載すること。代金の見積もりに当たっては、入札説明書等に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札書の作成、提出等

入札書は県が指定する様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ｱ) 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(ｲ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

(ｳ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
(ｴ) 「入札物件」は、物件名を明確に記載すること。
(ｵ) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
(ｶ) 「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない
ａ　入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
ｂ　代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。
(ｷ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ　再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として１回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加することができる。
また、再度入札を行う場合においては、第１回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金
免除

(4) 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　２に規定する入札参加者に必要な資格のない者のした入札。
イ　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札。
ウ　記名のない入札。
エ　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
(ｱ) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
(ｲ) 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
(ｳ) 「入札物件」で物件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
(ｴ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
オ　同一事項に対してした２通以上の入札。

カ　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札。
キ　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
ク　郵送によりした入札。
ケ　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、５によりこの入札説明書及び公告等に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(6) その他

入札参加者又はその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

７　契約手続に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

８　情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名を公開する場合がある。